5　その他

⑴　契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　契約保証の要否　設計業務　要

建設工事　要

⑶　契約書作成の要否　設計業務　要

建設工事　要

⑷　本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無

⑸　技術提案書等の提出に必要な資料の作成等に関する説明を実施する。

⑹　技術提案書等についてヒアリングを行う。

⑺　上記３⑵による優先交渉権者の選定後、設計業務に係る見積合わせを行ったうえで、設計業務に係る契約を締結すると同時に、建設工事の契約に至るまでの手続きに関する基本協定を締結し、設計業務を実施した後に価格等の交渉を行う。

交渉の結果、合意に至らなかった場合は、交渉不成立とし、次順位の交渉権者に対して優先交渉権者となった旨を通知する。次順位の交渉権者に対しては、価格等の交渉の意思の有無を確認したうえで、技術提案を反映した設計を改めて実施する。

⑻　関連情報を入手するための窓口

上記４⑴に同じ。

⑼　詳細は、東日本高速道路株式会社のホームページに掲載する手続開始の公示（説明書）による。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Tomomichi Takahashi, Director General of Kanto Regional Head Office, East Nippon Expressway Co.,Ltd.

⑵　Classification of the services to be procured : 41, 42

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Tokyo Outer Ring Road Chuo JCT North, Enlargement of Underground (north direction).

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4 : 00 P.M. 14 November 2018

⑸　Time-limit for the submission of proposals : 4 : 00 P.M. 14 November 2018

⑹　Contact point for documentation relating to the proposal : Sanako Yazawa, Deputy Manager of Procurement & Contract Section, Technology & Procurement Department, Kanto Regional Head Office, East Nippon Expressway Co.,Ltd. 1―11―20 Sakuragi-cho, Omiya-ku, Saitama-City, Saitama-Prefecture, 330―0854 TEL : 048―631―0020

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を含む））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

平成30年９月14日

契約責任者

東日本高速道路株式会社　関東支社

支社長　髙橋　知道

◎調達機関番号　417　◎所在地番号　11

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41、42

⑵　工事名　東京外かく環状道路　中央ジャンクション北地中拡幅（南行）工事

⑶　工事場所

（自）東京都三鷹市北野

（至）東京都三鷹市牟礼

⑷　工事内容

①　詳細設計（以下「設計業務」という。）

イ）設計延長　Ｌ＝0.3km、地中拡幅工詳細設計一式

ロ）設計業務履行期間　契約保証取得の日の翌日から450日間

ハ）設計業務について、主たる部分を第三者へ委任し、又は請け負わせることは認めない。

②　建設工事

イ）工事延長　Ｌ＝0.3km、地中拡幅工事一式

ロ）工期　契約保証取得の日の翌日から優先交渉権者との価格等の交渉により合意した期間

⑸　東京外かく環状道路　中央ジャンクション北地中拡幅（南行）工事（以下「本工事」という。）は、公共工事の品質確保の促進に関する法律第18条に規定する「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」のうち「国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン」に示す設計交渉・施工タイプの対象工事であり、優先交渉権者として選定された者と設計業務の契約を締結した後、発注者と優先交渉権者との間で締結される建設工事の契約に至るまでの手続きに関する基本協定に基づき価格等の交渉を実施し、交渉が成立した場合には建設工事の契約を締結する工事である。

⑹　本工事は、技術提案書の提出を行った者とヒアリングを実施し、下記３「優先交渉権者の選定に関する事項」に基づき優先交渉権者を選定する。

なお、優先交渉権者との価格等の交渉が成立しなかった場合は、次順位の者と同様の手続きを行い、以降交渉が成立するまで次順位以降の者と同様の手続きを行う。

⑺　設計業務の参考額は２億円程度（税込み）を想定している。なお、設計業務の参考額には、工法の確実性をより高める検討を目的とした実証実験等の費用は含まない。また、建設工事の参考額及び参考工期は、優先交渉権者選定後、優先交渉権者に対し別途通知する。

2　競争参加資格

⑴　審査基準日（下記４⑶に示す競争参加資格確認申請書等の提出期間の最終日をいう。以下同じ。）において、東日本高速道路株式会社の契約規程実施細則第６条の規定に該当しない者であること。

⑵　下記４⑷に示す技術提案書の提出の時までに、工事種別「土木工事」に係る東日本高速道路株式会社の「平成29・30年度工事競争参加資格」を有する者で、かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数（以下「経営事項評価点数」という。）が1500点以上の者であること、又は経営事項評価点数が1400点以上である者による２者若しくは３者で構成された特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）であること。

なお、特定ＪＶの場合は、すべての構成員が「２　競争参加資格」を満たすこと。

⑶　審査基準日において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（ただし、当該申立てに係る手続開始の決定後、あらためて競争参加資格の再認定を受け、上記２⑵に示す条件を満たす場合を除く。）。

⑷　審査基準日から設計業務に係る契約の相手方決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、東日本高速道路株式会社から「地域３（関東支社が所掌する区域）」において、競争参加資格停止を受けていないこと。また、建設工事に係る契約の相手方決定の日において、競争参加資格停止期間中ではないこと（東日本高速道路株式会社が「地域３（関東支社が所掌する区域）」において講じた競争参加資格停止期間（期首及び期末の日を含む）との重複がないこと。）。ただし、技術提案書提出期限日の翌日から、建設工事に係る契約の相手方決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）においては、東日本高速道路株式会社が本工事に関し、特に競争参加を認める場合を除く。

⑸　審査基準日において、平成15年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した下記同種工事の施工実績を有すること。

なお、単体及び特定ＪＶの代表者にあっては「同種工事」を、特定ＪＶの代表者以外の者にあっては「同種工事」又は「同種工事（緩和）」の施工実績を有すること。

ただし、施工実績に係る当該同種工事又は同種工事（緩和）を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合（出資比率）が20％以上である場合に限り施工実績として認める。

①　同種工事

同一工事において、次のａ）及びｂ）の実績を有すること。

ａ）外径３ｍ以上の密閉型シールドトンネル工事

ｂ）補助工法（凍結工法又は注入工法）の施工実績